※宮若市支出範囲（抜粋）	本人（上限）	親族（上限）
市長・副市長・教育長	香典10,000円 及び 供花30,000円	供花20,000円
議員	香典10,000円 及び 供花30,000円	香典 5,000円
県下市町村長	供花30,000円（又は）香典10,000円	香典 5,000円
非常勤特別職員	香典10,000円	
一般職職員	供花30,000円	
その他市長が認めるもの	必要に応じて	
初盆		
５千円以上の香典該当者	香典 5,000円	
５千円未満の香典該当者	香典 3,000円	
その他		
病気見舞い	10,000円	
懇談会	8,000円（１人あたり）	

※この表において、親族とは配偶者、子、父母及び同居の配偶者の父母とする。
※弔電は交際費に含まれないので、弔電については、その都度判断をすること。